

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

茅ヶ崎市が確認書(または申請書)を受理した日から1か月以内が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

茅ヶ崎市から対象の方へ
確認書が届きます (要返送)

令和3年12月10日時点で
住民登録のある方は茅ヶ崎市から
確認書が送付されます。

※一部申請が必要な場合があります。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

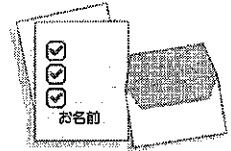
詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、茅ヶ崎市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きますので、専用封筒にて指定の郵送先に**返送してください**。
- 【令和3年12月11日以降に住民異動届をされた方で同年12月10日時点で茅ヶ崎市に住民登録がある方】は、確認書が届きません。**申請が必要**です。
- 【令和3年12月10日時点で茅ヶ崎市に住民登録がない方】は、茅ヶ崎市で支給できません。その時点で住民登録がある自治体へお問い合わせください。
- 申請書を記入、必要資料を添付して茅ヶ崎市役所分庁舎1階展示室特設窓口（平日8:30～17:15）に持参又は専用封筒で郵送にてご提出ください。
- 申請書は茅ヶ崎市のホームページからダウンロード又は生活支援課窓口等で入手することができます。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。適用される限度額は、市区町村ごとに異なります。
（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（茅ヶ崎市の場合） 単身：100万円以下、母・子（1人）：156万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書を記入、必要資料を添付して茅ヶ崎市役所分庁舎1階展示室特設窓口（平日8:30～17:15）に持参又は専用封筒で郵送にてご提出ください。
- 申請書は茅ヶ崎市のホームページからダウンロード又は生活支援課窓口等で入手することができます。



新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



お問い合わせ（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター）

内閣府



0120-526-145

受付時間 9:00～20:00

内閣府ホームページ

<https://www5.cao.go.jp/keizai1/hikazei/index.html>

茅ヶ崎市



0120-736-837

受付時間 平日8:30～17:15

茅ヶ崎市ホームページ

https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/fukushi_seikatu/1045915.html

事務担当：茅ヶ崎市福祉部生活支援課

